



DAS HERZ DER FRISCHE

BITZER グループ

従業員のための行動規範



目次

序文

経営陣より

// 04ページ

概要

行動規範

// 05-09ページ

本編

第1章

// 11-12ページ

BITZER企業理念

第2章

// 13-21ページ

最終条項

第3章

// 22ページ

経営陣からのご挨拶

スタッフの皆様

BITZERは冷凍冷蔵、空調、車内空調分野で世界をリードする圧縮機メーカーです。グローバルに活動を展開する企業として、BITZERでは各国の多種多様な法的、文化的条件を考慮し、それを適確に反映した行動規範を作成しました。

我社の企業哲学をしっかりと取り込んだ本行動規範は、BITZER文化の中核となるものです。BITZERグループに属する各社にて活動される従業員の皆様には、本規範を必ず遵守されるようお願い申し上げます。これは皆様とともに目的を達成するための道しるべとなるものです。

// 世界市場をリードする圧縮機技術を極め、革新的な製品とインテリジェントなソリューションを提供する
BITZERは、冷凍冷蔵/空調産業においてそのリーダー的な地位をしっかりと維持していきます。

// エネルギー効率の高い製品と資源を大切に生産手法をもって、お客様が我社の製品をそのライフサイクルを通して持続的にご利用頂くことを目標とします。

// 全市場において成功を収め、公正な活動を行います。

// BITZERはお客様、そしてサプライヤーにとって信頼のおける取引相手です。

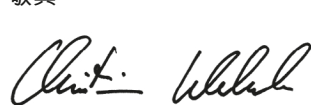
// BITZERはその社会的な責任をしっかりと認識しています。

BITZERの成功は、私たち全員、つまり経営陣、幹部、そして従業員の皆様一人ひとりがこれらの目標を達成すべく、日々努力を惜しまず貢献して初めて実現されるものです。

また、私たち全員が本行動規範に従った企業活動を行うことも、目標達成のために大変重要な意味をもつものとなります。このようにしてはじめて、社会からの高い評価、製品の高品質を維持し、ひいてはお客様にご満足頂ける製品、サービスを将来的にも提供し続けていくことができるのです。

本行動規範はBITZERにおける、また、BITZERのために行なわれる皆様の職務活動のガイドライン及び勧告を示したものです。BITZERという企業の一部として正しい決断を下す道しるべになるものです。それゆえ、この行動規範の内容をしっかりと理解し、日々の業務においてこれを遵守することを、従業員の義務として認識して頂くようお願い申し上げます。

敬具



クリスティアン・ヴェールレ
最高経営責任者



ライナー・グローセ・ク
ラハト
最高技術責任者



マーティン・ビュクセル
最高販売/マーケティング責任者



フランク・ハートマン
最高財務責任者

要約

行動規範

BITZERはグローバルに活躍する企業としての活動をさまざまな法的および文化的条件に
適応させ、その多様性に対応する必要があります。

混乱を避け、迅速に問題を解決するために、BITZERは世界中のBITZERグループの全
ての従業員のための規則や教えを、「従業員のためのBITZER行動規範」としてまとめま
した。

行動規範が遵守されない場合、BITZERという企業、そして従業員の社会的評価に損害を
与えることになり、またBITZERに大きな財政的損失をもたらす原因となります。

行動規範に違反する従業員は、責任を問われることとなります。この責任とは、違反の深
刻さに応じて、懲戒処分または刑事処分につながることもあります。

要約が提供されているとはいえ、従業員には行動規範の内容全体をしっかりと理解するこ
とが義務付けられています。

行動規範

1. 人権の尊重と労働者保護

BITZERは国際人権規約を尊重する企業です。BITZERは強制労働及び児童労働の排除に積極的に取り組んでいます。BITZERは従業員の企業内結社の自由を支持しています。BITZERの取引相手がこれらの原則に違反していることが判明した場合、BITZERはその企業との取引関係を終了します。また、BITZERは従業員に安全で健康的な作業環境を提供しています。BITZERは従業員が全ての労働安全規則に厳格に従うものとします。

2. 差別の撤廃

BITZERは、従業員の民族的な素性、肌の色、性別、宗教的及びイデオロギー的な意見、性的指向、政治的信念、身許、年齢、いかなる身体障害または病気に対し、尊重および中立の姿勢を維持しています。侮辱的および中傷的な言動、政治的、宗教的、イデオロギー的に過激な見解を流布すること、人種差別、暴力行使は、決して許容されません。従業員はこのような行為を絶対に行わないで下さい。

3. 環境保護

BITZERにとって環境と資源を保護することは大変重要な課題です。BITZERは研究開発、生産、管理、またはそれが可能な全ての場面で、可能な限り環境および資源を保護するために努力しています。BITZER製品の製品改良においても、環境への負担の低減に焦点を置き開発を進めています。BITZERは従業員がすべての環境保護規制に従うよう勧告しています。

4. 汚職および脅迫の禁止、マネーローンダリングの防止

BITZERでは、それが従業員によるものであるか、取引相手によるものであるかを問わず、いかなる汚職も容認しません。自らまたは第三者に対する不当な便宜の提供、約束または付与（能動的贈収賄）、ならびに不当な便宜の要求、約束させること、または受諾（受動的贈収賄）は禁じられています。従業員は、以下の場合、寄付を提供、約束、付与、約束させる、または受領することができます。

- // 価値が低いものである場合、
- // 一般的に認められている商慣行である場合、
- // それが妥当な範囲内に留まっている場合、
- // BITZER、その取引相手、BITZERの従業員または他の人物に対する契約や不正な便宜の授与を促すことを目的としたものではない場合、

// 法的に認められている場合、
// 不当な影響や依存関係の印象を与えるものではなく、それゆえBITZERおよびその取引相手の企業内でその事実を包み隠さず公然と伝えることができるものである場合。

不当な便宜が提供、約束、付与、要求、または受領されていることに気が付いた場合、従業員は、これを報告しなければなりません。
マネーロンダリングと脅迫は禁止されています。

BITZERが業務遂行のためにパートナーの協力が必要となる場合、その企業は専門的な要件を満たすだけでなく、健全な企業として社会的に評価されている企業であり、また、BITZERの取引相手行動規範に従わなければなりません。

5. 公正競争

BITZERには公正で自由な競争を行うことが義務付けられています。BITZERは独占禁止法および競争法の規制を遵守することを義務付けられており、それに従い、これを従業員に義務付けるものとし、価格、販売、生産能力、入札、利益率または再販価格に関する競合他社との談合は禁止されています。

6. 利益相反の回避

個人的な利益、また取引相手や他者との個人的な関係からの影響下で意思決定を行ってはなりません。家族関係にある者を雇用する場合、許可が必要になります。従業員と家族関係にある取引相手との取引には、BITZER SE経営陣の許可が必要となります。従業員の副業にも、BITZER人事部門の許可が必要です。

7. 製造物責任法訴訟対策

BITZERは最高品質の製品及びサービスを体現する企業です。BITZERは常にその製品及びサービスの品質を向上すべく努めています。BITZERとその従業員は、製品の取り扱いにより発生しうるいかなる健康および安全へのリスクを可能な限り排除する責任があります。従業員は製品の安全性に懸念がある場合それを直属上司に報告することが奨励されています。

8. 公正な輸出手続き

BITZERは貿易管理法、関税法、国際貿易協定に従っています。例えば、禁輸対象国への出荷または軍事目的に適している製品の出荷などが明らかになった場合、すべての従業員は、税関および輸出中央管理部に通知する義務があります。

9. 個人情報の保護

BITZERはその従業員、取引相手、その他該当者の個人情報を保護します。個人情報は明確に定義された、合法的な目的がある場合、または該当者が事前にそれに同意した場合にのみ収集、処理、使用することができます。

10. 知的財産、企業秘密、取引の機密事項の保護

BITZERには数多くの知的財産権だけでなく、広範囲にわたる特許で保護されていない知的財産やノウハウがあります。このような機密情報が不正に開示されると、BITZERに大きな損害を与える可能性があります。従業員はその家族にも、機密情報を開示してはいけません。また第三者が不正にアクセスしないような適切な措置を講じなければなりません。

そのために従業員はBITZERの知的財産に関してその旨を明らかにし、特に、あらゆる種類の出版物に適切に著作権を表記するものとします。

BITZERは第三者の知的財産を尊重しています。著作権や第三者の知的財産権の対象となる画像、スケッチ、モチーフ、図表などのコンテンツを許可なく使用してはいけません。

11. 公共の場での適切な行動

BITZERは表現の自由、及び個人の権利、プライバシー保護を尊重しています。従業員は自らの行動を通してBITZERが享受する高い社会的な評価に悪影響がでないよう努めなければなりません。またBITZERは、各業務活動と個人的な意見の表明を別個のものとして扱います。

12. 企業の財産の取扱い

BITZERは従業員に業務のために適切で機能的な設備を提供しています。BITZERは従業員が適切に、慎重にそれを使用し、これらの設備の損失、盗難、誤用が発生しないよう適切な対策をとるものとしています。

13. 社会的責任の認識

BITZERは職業訓練、インターンシップに熱心に取り組む企業です。また、学校、職業訓練校、専科大学、大学にパートナーとして協力しています。BITZERは奨学金を提供し、SCHAUFLEERアカデミーでのトレーニングコースを通して従業員の能力育成に力を入れています。BITZERは従業員がそのキャリアを通して積極的にトレーニングに参加することを奨励しています。また、BITZERは様々な社会プロジェクトを支援しています。

本編

第1章

// 11-12ページ

BITZER企業理念

第2章

// 13-21ページ

最終条項

第3章

// 22ページ

第1章

本編

1. 序文

BITZERは冷凍冷蔵/空調市場をリードする独立企業です。グローバル企業として、BITZERは明確なビジョンを提示しています。BITZERの競合市場での強みは、先見の明のある長期的な企業戦略にその基盤を置いています。ドイツにその本拠地を構え、研究開発、生産、販売において、世界中ではっきりとその存在感を示していることがその大きな特徴です。すべての大陸に支社を置くBITZERは、現地でのブランド力がもたらすメリットをしっかりと活用しながら、世界中で共通する品質基準、「Made by BITZER」のもと、グローバルに結束した組織を構成しています。品質、確実な配送、サービスにおいてお客様が信頼を寄せることができる世界的に一貫したスタンダードを提供しています。長期的な企業方針をもち、それを一貫して実行していくことは、BITZERが世界中で常に実現していることです。

BITZERはその世界中で展開される活動において、国際人権規約及び労働権を遵守し、環境保護、国際的な汚職への闘いを、誠実、公平、合法的に支援することに尽力しています。このような責任を認識しているBITZERは、自由市場における公正な企業として、従業員および顧客、サブ

ライヤー、コンサルタント、サービスプロバイダー、仲介者、競合他社、その他BITZERと関係のあるすべての人物、企業および組織（以下取引相手と総称）を尊重するよう務めています。これらの義務の詳細は、本行動規範第2章に記載されています。

BITZERでは、幹部はスタッフの模範となるような行動を取らなければなりません。幹部は特に、その分野で遵守、適用しなければならない法的規範に関して、従業員にその概要および方向を示さなければなりません。幹部は、従業員そして自らが常に法律に従った行動をし、行動規範を遵守できるように、その責任範囲を整えなければなりません。

BITZERの社会的評価は、世界中の従業員の態度、行動、活動によって決定されます。それゆえ、全ての従業員は取引相手に対して、また公的な場において業務活動に携る場合、その行動がBITZERの社会的評価に影響を与えるものであることを常に意識していなければなりません。業務の遂行に当たって従業員はこれを指標として行動してください。

2. 適用範囲

本行動規範は持株会社がBITZER SE（以下、「BITZER」という）であるBITZERグループのすべての企業に一律に適用されます。

本行動規範はBITZERの従業員全てに適用されるものです。

BITZERが少数株主である場合、BITZERグループを代表しその企業における意思決定機関に属する従業員に本行動規範の遵守が義務づけられています。

行動規範とその基盤となっている法的要件を遵守しない場合、BITZERとその従業員の社会的評価に影響を及ぼし、BITZERに多額の財政的損害を与える原因となります。そのため、場合によっては、誤った行動をとった従業員は個人的にその責任を問われることがあります。したがって、行動規範の違反は決して認められるものではありません。従業員が行動規範に違反した場合、その違反内容の重大性に応じて、労働法に従った措置、ま

たは懲戒措置、民事裁判における損害賠償の請求、時には刑事制裁にいたることも考えられます。

自らの行動がこの行動規範に従ったものであるか否かがわからない、またはその職場で行動規範の違反が懸念される場合は、速やかに以下の部署にお問い合わせ下さい。

// 直属の上司、

// 担当の専門部門、または

// 自らが従業員として属するBITZER企業の経営責任者、

// BITZERグループの中央法務部門であるBITZER Legal Service、

// BITZER SEの役員会の役員、

// BITZERの内部告発ヘルプライン：

compliance.helpline@bitzer.de

従業員は、口頭または書面で、記名または匿名で通知することができます。

第2章

BITZER企業理念

1. 人権の尊重と労働者保護

BITZERは、現在有効な国際人権規約を根本的かつ一般的な規約としてみなし、支援しています。BITZERは、そのグループ内各企業において人権が侵害されていないことを保証します。BITZERの取引相手が国際人権規約に違反していることが判明した場合、BITZERはその企業とのビジネス関係を終了します。

BITZERは、非自発的、強制労働を含む強制労働の排除に積極的に取り組んでいます。BITZERの取引相手が強制労働禁止に違反していることが判明した場合、BITZERはその企業との取引関係を終了します。

BITZERは、従業員にBITZERグループの企業内結社の自由および従業員の団体交渉権を支持しています。

BITZERは児童労働の排除に積極的に取り組んでいます。BITZERでの就業可能な最低年齢は各国の法律を遵守しています。BITZERのビジネス取引相手が児童労働に違反していることが判明した場合、その企業とのビジネス関係を終了します。

BITZERは従業員に安全で健康的な作業環境を提供しています。BITZERは、労働安全および火災防止に関する法的、また技術的に要請されるすべての規格および基準を遵守しています。従業員は労働安全規則に厳格に従うものとします。

すべての従業員は、労働災害や潜在的に危険があると考えられる箇所、危険、懸念、事故発生に繋がりが点がある場合、それを直ちに報告しなければなりません。報告は現地の職場安全担当者に直接、または`ehs@bitzer.de`へ電子メールでご連絡下さい。



2. 差別の撤廃

BITZERは、従業員の民族的な素性、肌の色、性別、宗教的及びイデオロギー的な意見、性的指向、政治的信念、身許、年齢、いかなる身体障害または病気に対し、尊重および中立の立場を維持しています。上記のいずれかに関連して、侮辱的、または名誉毀損的な発言は一切認められていません。従業員はこのような行為を絶対に行わないで下さい。政治的、宗教的、イデオロギー的に過激な見解や人種差別、暴力行使を認めるような姿勢を流布することは、相互尊重というBITZERの信条に反するものであり、BITZERでは一切認められていません。BITZERの従業員がそのような事象に直面した場合は必ず、上記の第1章第2節に記されている連絡先のいずれかに報告することを奨励します。

3. 環境保護

環境、気候、天然資源を保護することは、BITZERにとって大変重要な課題です。研究開発、生産、管理、およびそれが可能な全ての場面で、BITZERは可能な限り天然資源を保護し、環境汚染を回避するよう努めています。BITZERは可能な限り再生可能エネルギーを使用することの重要性を認識しています。BITZER製品の製品改良においても、環境への負担の低減に焦点を置き開発を進めています。たとえそれが現在進行中ではない、将来的な問題である場合でも、BITZERでは、イノベーションや開発がもたらす環境への影響を検証しています。イノベーションと開発のリスクおよび将来的な影響の把握と評価は、BITZERが自らに課している責任です。BITZERは、従業員に天然資源を大切に使用し、環境規制を厳格に守るようお願いしています。



4. 汚職および脅迫の禁止、マネーロンダリングの防止

汚職とは、経済、組織、行政、司法、政治において、その地位を不正に使用することを意味します。汚職は世界が排斥を追求している課題です。汚職は犯罪です。汚職は進展とイノベーションを妨げ、公正な競争を不可能にし、経済と社会に悪影響を与えるものです。BITZERでは、それが従業員によるものであるか、取引相手によるものであるかを問わず、いかなる汚職も容認しません。

自らまたは第三者に対する不当な便宜の提供、約束または付与（能動的贈収賄）、ならびに不当な便宜の要求、約束させること、または受諾（受動的贈収賄）は禁じられています。禁止は国内外の公務員（公務員への贈賄）だけに該当するものではなく、取引相手（取引における贈収賄）に関しても同様です。この意味での便宜とは、公正な権利がないにもかかわらず、受取人の経済的、法的または個人的状況を客観的に改善するような利益を贈るまたは受け取ることです。特に考えられるのは、

贈答品、娯楽、イベントへの招待、その他の寄付（以下「寄付」と総称する）はビジネスにおいて一般的なものと考えられていますが、寄付の提案は以下の場合にのみ、提供、約束、実行、または約束させる、受領することができます。

- // 価値が低いものである場合、
- // 一般的に認められている商慣行である場合、
- // それが妥当な範囲内に留まっている場合、
- // BITZER、その取引相手、BITZERの従業員または他の人物に対する契約や不当な便宜の授与を促すことを目的としたものではない場合、
- // 該当する法律で認められている、
- // 不当な影響や依存関係の印象を与えるものではなく、それゆえBITZERおよびその取引相手の企業内でその事実を包み隠さず公然と伝えることができるものである場合。

従業員は、BITZERでの職位またはその役職を利用し、自分自身または第三者への便宜を要求したり、約束したり受領してはなりません。

従業員が不正な寄付を提供、約束、実行、または要求、受領したことが判明した場合、直属の上司または上の第1章、第2節に記載されている担当者の1人に速やかに通知しなければなりません。

また、同僚や取引相手に暴力や耐え難い害悪による脅迫を行使し、実行、許容、不作為を強制すること、また、それにより自らやBITZERに不当な利益をもたらすために、その従業員や取引相手の資産を不利な立場にもたらし、それに不当な害を加えることも禁止されています。

マネーロンダリングは犯罪です。BITZERはマネーロンダリングへのいかなる関与も回避し、犯罪行為により金銭を受け取ったことが知られている、またはそれが合理的に疑われているもの、

または金融犯罪に関与があったものを取引相手として決して受け入れることはできません。取引先がマネーロンダリングや金融犯罪に関与していることが判明した場合、または合理的にそれが疑われる場合、従業員は速やかに第1章第2節で述べた連絡先の1人にこれを報告するものとします。

BITZERが業務遂行のためにパートナーの協力が必要となる場合、その企業は専門的な要件を満たすだけでなく、健全な企業として社会的に評価されている企業であり、また、BITZERの取引相手行動規範に従わなければなりません。契約締結の責務を与えられているBITZER従業員は、できる限りの知識を利用し、取引相手の身元を明確化しなければなりません。さらに、これらの従業員は、その取引相手がBITZERの取引相手行動規範を遵守することを確約させなければなりません。

不明確な場合は、その従業員は第1章第2節で述べた連絡先の1人の意見を求めるものとします。

5. 公正競争

BITZERには公正で自由な競争を行うことが義務付けられています。BITZERは独占禁止法および競争法の規制を遵守することを義務付けられており、それに従い、これを従業員に義務付けるものとします。行動が独占禁止法に違反したものでないかを評価することは、場合によって難しい判断となります。独占禁止法違反に関する訴訟が発生した場合、BITZERへの財務的損失は極めて大きいものです。従業員は独占禁止法違反のリスクを必ず回避しなければなりません。従業員には特に以下の点が禁止されています：

- // 市場において、競合他社に対してその行動を決定するまたは影響を与える可能性がある価格、販売、生産能力、入札、収入、利益率、コスト、流通構造、またはその他の側面を競合他社と話し合うこと
- // 競争者の排除、競争の放棄、不適切な入札、または顧客、市場、国または生産プログラムの配分に関して競合他社との申し合わせを行うこと
- // なんらかの方法で顧客の再販価格に影響を与えること特定の活動に関して疑問がある場合、または特定の従業員に独占禁止法違反が疑われる場合は、速やかに第1章第2節に記載されている連絡先に報告してください。

6. 利益相反の回避

BITZERの従業員は利益相反の回避が勧告されます。

個人的な利益、また取引相手や他者との個人的な関係からの影響下で意思決定を行ってはけません。

家族関係にある者（配偶者、パートナー、両親、子供およびその他の親族）を雇用する場合、BITZER SEの人事部門部長からの明示的な事前許可が必要になります。

従業員の家族が経営する企業、または従業員またはその家族が関与する企業との取引する場合、およびBITZERの名前で自らと契約を締結する場合、BITZER SEの経営者からの明示的な同意が必要となります。

従業員の副業は、それが雇用者としてのものであるか、フリーランスとしてのものであるかを問わず、直属の上司に報告されなければなりません。また、現地BITZER人事部部長による明示的な事前許可が必要となります。原則として、BITZERの企業活動に影響を与えない場合、および従業員が適用される勤務時間を遵守できる場合、副業は認められています。

7. 製造物責任法訴訟対策

BITZERは最高品質の製品及びサービスを体現する企業であり、製品の品質、安全性、効率性、機能性という面において、取引相手の期待に添えるよう努力しています。それと同時に、BITZERとその従業員は常にその製品及びサービスの品質を向上すべく努めています。毎日世界中の人々はBITZER製品になんらかの形で接触しています。BITZERとその従業員は、製品の取り扱いにより発生しうるいかなる健康および安全へのリスクを可能な限り排除する責任があります。BITZERは、その製品に適用されるすべての法的および技術的要件、そして製品安全基準を遵守しています。従業員は、安全上において危険性がある場合は、協同でそれに対し慎重に対処し、適切な措置を講じることができるよう、直属の上司に報告することが義務付けられています。

8. 公正な輸出手続き

BITZERは各国での企業活動において、貿易管理法、関税法、国際貿易協定に従っています。BITZERは、その法的義務を全うすべく、その取引相手および潜在的な取引相手が各国の法律、反テロリズムおよび禁制規定が指定する制裁リストに該当していないかを確認します。商品、サービス、ソフトウェアまたは技術の輸出入に関与する従業員は、適用される輸出管理法および輸出入に関する規則を遵守しなければなりません。従業員はある出荷内容が

// 非禁輸国に拠点を置く仲介業者による発送を含む、部分的または全面的禁輸の対象となる国への発送、

// 軍用または軍民両用に該当する発送、

// 原子力発電所でのまたは安全性が認められていない核燃料サイクルでの使用を目的とした発送、

// 化学兵器や生物兵器の生産に関連した発送であると判明した場合、

BITZER SEの関税及び輸出管理部に電子メール (customs@bitzer.de) で速やかに通知する義務があります。

9. 個人情報の保護

BITZERは従業員、取引相手、その他該当者の個人情報を保護します。

BITZERで個人情報は、明確に定義された、合法的な目的がある場合、または該当者が事前にそれに同意した場合にのみ収集、処理、使用することができます。これは、BITZERグループの異なる組織部門または企業間でのデータ譲渡にも適用されます。

データの使用は該当人物に対して透明性のあるものでなければなりません。従業員それぞれの個人データ使用に関する情報の提供、処理に関する権利や制限、また、データ可搬性、異議申立、使用禁止および削除は、適用される法律に従い適切に行われます。

BITZERは従業員に対し、適用可能なデータ保護原則に従うことを義務付けています。データ保護担当者にはdatenschutz@bitzer.de宛てに電子メールで連絡を取ることができます。

10. 知的財産、企業秘密、取引の機密事項の保護

BITZERには数多くの知的財産権だけでなく、広範囲にわたる特許で保護されていない知的財産やノウハウがあります。知的財産に留まらず、その他の取引に関する機密情報及び企業機密はBITZERの重要な基盤となっています。このような機密情報が不正に開示されると、BITZERに大きな損害を与える可能性があります。この機密情報には、一般に知られていない、特定のグループの人々のみが知っている、BITZERに関するその他の情報、BITZERがその開示を妨げる理由がある情報、また第三者が関心を持ちえるまたは開示することによりBITZERまたは取引相手に損害を与える可能性がある情報が含まれます。

従業員は、BITZERまたは取引相手から託された、またはその業務の枠内で知ることになった機密情報を、家族を含めた他者に開示することなく、第三者による不正なアクセスから保護し、個人的な目的で使用しないものとします。

従業員は、保管義務がある、またはその内容が当局の調査または訴訟の対象である文書である場合、業務関連文書を、紙媒体または電子媒体を問わず、破棄または削除してはいけません。

BITZERは第三者の知的財産を尊重しています。著作権や第三者の知的財産権の対象となる画像、スケッチ、モチーフ、図表などのコンテンツを許可なく使用してはいけません。

そのために従業員はBITZERの知的財産に関してその旨を明らかにし、特に、あらゆる種類の出版物に適切に著作権を表記するものとします。

11. 公共の場での適切な行動

BITZERは表現の自由、及び個人の権利、プライバシー保護を尊重しています。

すべての従業員は、私生活においても、BITZERの一員、またBITZERの代表であることを意識した行動をとらなければなりません。そのために、すべての従業員に、特に公共の場での行動や発言、特にメディアに向けられての行動において、BITZERの社会的評価を損じないよう勧告しています。BITZERは、当社での各職務および活動と、個人的な意見の表明とは別個のものとなります。

12. 企業の財産の取扱い

BITZERは従業員に業務のために適切で機能的な設備（ワークショップ、オフィスの設備や社用車を含む）を提供しています。BITZERは従業員が適切に、慎重に、それを使用し、これらの設備の損失、盗難、誤用が発生しないよう適切な対策をとるものとします。

会社の機器またはその他の企業に属する資材を個人的な目的のために使用することは一般的に禁止されており、使用が許可される場合には、上司の明示的な事前同意が必要となります。

電話、コンピュータ、インターネット、電子メールアドレスなどの業務用通信手段の私的使用は禁止されています。

従業員とその上司は、出張の期間とコストがその目的に見合っていること、またBITZERの出張に関するガイドラインに従ったものであることを確認しなければなりません。

13. 社会的責任の認識

BITZERはインターンシップや職業訓練を通して、若い人材の能力育成に積極的に取り組んでいます。BITZERは、質の高い教育を保証し、また、冷凍冷蔵技術を専門とする、専門学校、専科大学、大学のパートナーとして数々の教育機関を支援しています。BITZERはまた、自社の国際トレーニングおよびトレーニングセンターであるSCHAUFLEERアカデミーの職業訓練を通じて、従業員教育、育成に熱心に取り組んでいます。BITZERは、従業員がBITZERでのキャリアを通して、積極的にプロとして成長を続けて欲しいと考えています。

BITZERは、身体障害者、子供、青少年を対象とした数多くのプロジェクトへ助成金という形で協力し、教育や社会への平等参加を奨励しています。

第3章

最終条項

1. 発効

この行動規範はBITZER SEの経営陣による採択、署名、そしてBITZER SEの株主による副署後、従業員に公示された時点で発効するものとします。

2. 暫定規定

この行動規範が効力を発し、最終的に適用されるまでに発生する法的事象に関しては、2011年11月発効の行動規範が適用されるものとします。

3. 研修

本行動規範はBITZERの企業文化の中核的な要素を構成するものです。従業員が本行動規範に記されている規則および条件を正しく理解することは、BITZERにとって極めて重要なものとなります。それゆえ、全ての従業員には、この行動規範に関する十分な研修、また定期的にそれに関する情報が提供されます。BITZERは、行動規範の特定のトピックに関して、従業員のために特別なトレーニングを用意しています。

4. 監査

BITZERは、法律または社内規則に従った枠内で、ビジネスユニット、個人または機関にBITZERグループ内の行動規範の遵守を監査するよう委託することができます。そのような監査は予告無しで、または予告を伴い行われます。

BITZER SE
Peter-Schaufler-Platz 1 // 71065 Sindelfingen // Germany
Tel +49 7031 932-0 // Fax +49 7031 932-147
bitzer@bitzer.de // www.bitzer.de

社内文書 // 内容が変更される場合があります // 11.2021